（様式第2号）

スーパービジョン実施契約書

（スーパーバイザー）　　　　　　　　　　　（以下、甲という）と

（スーパーバイジー）　　　　　　　　　　　（以下、乙という）及び一般社団法人　宮崎県社会福祉士会（以下、丙という）は社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第47条の２に定める資質向上のため、認定社会福祉士制度におけるスーパーバイザーの行動規範を遵守し、次の条項によりスーパービジョン実施契約を締結する。

（スーパービジョン内容）

第１条　甲は乙に対し、認定社会福祉士を取得する前のスーパービジョンを行う。

２　認定社会福祉士を取得する前のスーパービジョンの目的は、「①ソーシャルワーカーとしてのアイデンティティを確立する、②所属組織におけるソーシャルワーク業務を確立し担えるようにする、③専門職として職責と機能が遂行できるようにする」とする。

３　甲及び乙は、スーパービジョンの実施場所についてスーパービジョン開始前に協議・決定し、覚書に記載することとする。

４　スーパービジョン期間は、１年間に６回以上とする。なお、１回は１時間以上とする。但し、甲及び乙双方の合意で9カ月～15か月の期間で実施できる。

５　甲及び乙は、乙の希望に基づくスーパービジョンの課題及びテーマについて、スーパービジョン開始前に協議・決定し、覚書に記載することとする。

６　甲は乙に対し、適切なスーパービジョンを行うものとする。

（機密の保持）

第２条　甲及び乙は、スーパービジョンで扱う事例及びスーパービジョンの内容等のスーパービジョンの実施中に知り得た個人情報及び機密の保持に関しては、社会福祉士及び介護福祉士法第46条（秘密保持義務）の規定を遵守しなければならない。

２　正当な理由のためスーパービジョンで得られた個人情報を他に知らせる場合は、所属するソーシャルワーカーの職能団体の「倫理綱領」を遵守するものとする。

（事故の責任）

第３条　スーパービジョン中に、甲又は乙が第三者に損害を与えた場合、誠意をもって対応しなければならない。

（スーパービジョン経費）

第４条　スーパービジョンを実施する経費は30,000円とし、スーパービジョンを実施する前に乙が丙に支払う。

２　乙は、次の経費を負担する。

（１）スーパービジョンを実施する場所に関する費用

（２）担当のスーパーバイザーの報酬及び交通費

（３）その他、必要な事務経費

（信義誠実）

第５条　甲及び乙は、信義誠実の原則を尊び、本契約を履行するものとする。

（契約の変更・解除）

第６条　甲及び乙は、この契約の履行を中止、または契約内容を変更し、もしくはこれを解除する必要を生じた場合は、甲、乙、丙協議により決する。

（補足）

第７条　この契約の履行に関し、定めのない事項の取り扱い及び解釈上の疑義を生じた場合の取り扱いについては、その都度、甲、乙、丙協議により決する。

以上、契約の証として、本契約書を３通作成し、甲、乙、丙それぞれ記名捺印の上、各１通を保有する。

２０２４年　　月　　日

（スーパーバイザー）

甲　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

（スーパーバイジー）

乙　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

（一般社団法人　宮崎県社会福祉士会）

丙　住所　宮崎市原町2－22  
宮崎県総合福祉センター  
人材研修館内

一般社団法人　宮崎県社会福祉士会

代表理事　川﨑　順子

担当理事　吉田　麻美

　　 　　　　　　　　 ㊞